

第 2 回

多重債務者対策本部有識者会議

2007年2月7日

金融庁 総務企画局

○吉野座長 それでは、時間になりましたので、一部の先生はまだお見えでございませんが、ただ今から第2回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきたいと思います。

皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日も、前回、事務局からご説明がありましたように報道関係の方々等が傍聴されておりますので、あらかじめご承知おきをお願いしたいと思います。

さて、今日の本題でございしますが、今日は岩手県におきまして多重債務問題に取り組んでおられます、皆様からご覧になって右側の3名の方々にお越しをいただいております。

最初が、盛岡市の消費生活センターの吉田主査。よろしくお願いいたします。

それから真ん中にお座りの方が、岩手県の消費者信用生活協同組合の上田統括マネージャーでいらっしゃいます。

それから3番目の方が、こずかた法律事務所の石橋弁護士でいらっしゃいます。

本日は、最初にこの3名の方々からお話をいただきまして、残りの時間を説明の方々に対するご質問、それから皆様方からのご意見をいただければと思っております。

それではカメラクルーの方、そろそろ時間ですので退席をお願いしたいと思います。

それではまず最初に、事務局の方から事務連絡をお願いしたいと思います。大森参事官、よろしくお願いいたします。

○大森信用制度参事官 配付資料について一言申し上げます。

まず、本日も説明いただく3名のゲストスピーカーにそれぞれ資料2-1から3までを用意いただいております。

本多さんからは、資料2-4としまして、自治体の体制等に関する資料をいただいております。

また、司法書士会から資料2-5と6、2-5は東京司法書士会が都内の市区町村に多重債務問題への取り組みの現状をアンケートしたものでございまして、専門の相談窓口がある自治体が1割、また制度融資のある自治体が3分の1等当然ながらばらつきが見られる状況になっております。

東京司法書士会では、この都内市区町村の多重債務問題の担当者を対象にしたシンポジウムも企画をしております、本日、岩手からゲストをお招きしているこの会議と趣旨は同じになりますけれども、都内で相談に当たっておられる方、あるいは前回、本多さんから紹介のあった滋賀県の生水さん等をお招きして報告及びディスカッションを行うとお聞きしておりますので、ご関心のある方は視察されてはいかがでしょうかと存じます。

司法書士会では今後、全国的にこういった地元自治体との結びつきを深める取組みを展開していくと聞いております。自治体その他からの相談員の派遣要請には可能な限り積極的に対応していくと伺っております。

最後に事務局からの資料２－７は、前回のご質問に関わるものを用意させていただきました。
以上でございます。

○吉野座長　ありがとうございました。

それでは、まず今日の最初のスピーカーでおられます盛岡市の消費生活センターの吉田主査から大体15分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田主査　盛岡市消費生活センター、吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はこのような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。僭越ながら、私の方から盛岡市の取り組みについてご説明をいたします。

資料２－１をご覧くださいと思います。

盛岡市は人口30万の都市で、自治法上、特例市となっております。平成20年度を目途に中核市への移行を目指しております。ご承知のように岩手県の県庁所在地ですが、よく青森県と間違われるんですけれども、岩手県盛岡市でございます。

盛岡市では、消費生活相談員の資格を持った相談員が5名と、それから市の職員になりますけれども、4名、合計9名で相談業務に当たっております。全国数ある消費生活センターの中でも積極的に行政職員が相談に関わっているというセンターはごく少数だと聞いておりますが、盛岡市の場合は昔から行政職員も相談に関わっているという状況です。

それから、当センターで受ける相談のうち、架空請求が今非常に多いんですけれども、それを除きますと全体の4割から5割ぐらいが借金、多重債務の相談となっております。年間約1,000件の相談が寄せられている状況です。

多重債務の相談に関して私達が心がけていることは、その方がいかにしたら借金を解決して生活が再建できるか、それに必要な支援をしていくんだというスタンスで行っております。具体的には、資料に書いてあるような手順で相談を受けて対応を進めてまいりますけれども、多重債務の問題の影には色々な生活の困難だとか、あるいは家庭内の問題だとか、知的な精神的な問題だとか、そうした問題も隠れていることがよくありますので、借金の問題の解決のみならず、そういう方がこの後どうしていくのかということもトータルにサポートできるように心がけてよく話を聞いて、必要があれば市役所の福祉担当等につなぐとかそういうような形で橋渡しすると、いわばコーディネートみたいなところも多重債務の相談の中には含まれており

ます。

また、相談者の方に対しては、借金問題は必ず解決しますと、だから一生懸命まずみんなで頑張ってやっていきましょう、私たちも応援しますよと、そういう気持ちを伝えてそういう意志を持ってもらって励ましながら相談を進めております。

資料の方には具体的な相談事例ということで2つの事例を紹介しておりますけれども、今私に関わっている案件をご紹介したいと思うんですが、50代の女性の方です。この方は子供が5人いらっしゃるって、それから重病のお母さんを抱えて、あとはご主人とは20年ぐらい前に離婚されている方ですけども、最近、飲食店でずっと働いていたんですが、リストラをされてしまって収入が途絶えてしまったと。市営住宅に入っているんですが、市営住宅の家賃も滞納しておりまして、滞納整理の中で借金があるということが住宅の担当課の方でわかって、こちらのセンターを紹介されていらしたという方です。

お話を聞きますと、もう昭和の時代からずっと生活費のために借金を繰り返している方で、かなりの借金はもう返してきているんですけども、それでも今7社から約300万円以上の債務になっております。まさに失業して失業保険だけが唯一の生活の糧ということで、借金の返済も滞ってしまっているという状態の中でいらっしゃいました。

私のところで債務一覧表を作ってみたんですけども、過払いになっている可能性が随分高かったんで、私が同行しまして当番弁護士さんに任意整理を依頼しました。この当番弁護士の制度につきましては、後ほど弁護士会さんの方からご説明があると思いますけれども、相談にいらして二、三日後にはすぐ相談というふうな体制がとれております。ただ、弁護士に依頼するにしても費用の捻出という点でやはり心配があるんですけども、念のためといいますか、法律扶助の制度を使ってやるということで弁護士さんに了解をいただきまして、そういう形で今弁護士さんが利息の引き直しをかけております。場合によって、もしかして債務がちょっと残る可能性もあるんですが、その際は自己破産をせざるを得ないのかなと思っていますけれども、この間、電話した時には今月末からようやく新しい仕事が見つかったので、借金さえ何とかなれば生活がやっていけそうです、本当にありがとうございます、相談してよかったですというお話をされていました。

それから、この方のお友達にも多重債務で困っている方がいらっしゃるということで、相談に行ったらいいよとお話しされたそうなんです。そうしたら、早速、相談に行きますとお話をしていたということです。

盛岡市ではこのような形で20年くらい前から相談を受けておりますけれども、伝え聞くとこ

ろによりますと、昭和50年代、サラ金地獄というのが社会問題化したときに、市民からもたくさん市役所に相談が寄せられるようになったと。ただ、その時の市役所の対応ぶりとしては、個人の借金の問題に行政は関与をしないというスタンスがあったそうなんです。

ところがある日、1人の相談者が見えて、自分はこれから自殺をするんだと。だけどその前に一言言っておきたいということでした方があって、このような状態ではとんでもなく大変なことがある、何とかしないといけないんじゃないのかなということがあって、そういう意識が高まった中で昭和59年に専門の相談員を1人置いて相談を始めたというのが始まりだと聞いております。

借金の問題は、個人の問題だと捉えて、なかなか行政の方で対応できていないというところが現状としてあると思うんですけれども、例えば弁護士会さん等の専門の窓口を紹介するというやり方もあるかと思うんですが、基本的に盛岡市の場合、そういうことはしておりません。というのは理由が3つあると考えています。

1つは、まず、せっかく、ようやく相談の窓口を見つけて勇気を持って来た市民の方に、その気をくじかないようにするといいますか、決意をくみながら一気に解決の方向へ持っていった方が市民にとってとても親切ではないのかという考えが1つあります。

それから2つ目に、他の機関をたとえ紹介したとしても、その方が確実にそこに行くかどうか分からない。もしかしたら、弁護士さんへという案内をしたことによって、費用がかかるならちょっとそれもどうかとか、もしかして敷居が高いのではないかとしり込みされてしまったりは、せっかく相談の糸口をつかんだにもかかわらず、そこで終わってしまうかもしれません。

3つ目の理由としては、先ほどお話ししたように、借金問題の影には色々な問題が隠れていることが多いです。それというのは、ある程度のところ、かなりのところは市役所の中で用事が済むことが多いのではないかと思います。まさに私たちの窓口で相談を受けることによって、大体の問題は内線で全部話が済んでしまう状況にあるかと思いますので、以上の3つの点から、いらした方はこちらで相談を受ける。遠隔地の方については、わざわざお越しいただくのも大変なので近くの相談窓口をご紹介することがございますが、基本的には市内の方であればこちらのセンターに全部来るという体制をとっております。

このような取り組みなんですけれども、私たち職員の意識としては、特別なことをしているという気持ちは余りなくて、目の前に困っていらっしゃる方が、そこに支援の手を差し伸べる、これがまさに基礎自治体として価値のあることではないのかなと、そういう気持ちで取り組みをしております。

それから借金の問題は市役所の中だけで解決できないことも多いものですから、これからお話しいただく信用生協さん、それから弁護士会さんとも随時連絡をとりながら、場合によっては警察の皆さんにも協力いただきながらやっております。

それから多重債務、今のお話は相談業務、病気で言うと対症療法に当たるかと思うんですが、問題に遭った方をどう救っていくかというところも大切だと思いますけれども、同時に多重債務に陥らないためにどうしたらいいかというところ、これも非常に大事だと思っているんです。

予防という部分になるかと思うんですが、今年度から盛岡市においては新しい金銭教育プログラムを始めました。子供に向けて直接お話をしていく金銭教育、「お金のしつけ」と言っておりますが、そのプログラムと、それから親向けの「子供のためのお金のしつけ講座」、この2本柱で消費者講座を行っておりまして、資料にありますけれども、この講座を今年度から、2つの講座合わせて今のところ81回、5,290名の市民の皆さんに対し実施しておりまして、来年度はもうちょっと拡大していくようなことで今、算段しております。

先般、ある小学校で6年生3クラス全員、消費者講座、「お金のしつけ」を行いまして、1週間後にお母さん方、保護者の方々に大人向けの講座を同時に行ってみたんです。それで親子でお金について話し合うきっかけを提供しまして、まず話し合ってみてください、その結果を教えてくださいということでアンケートをいただいたんですけども、そのアンケートの中には、うちの子供は買い物をする時に必要な物と欲しい物を区別するようになりました、「お母さん、いつも働いてくれてありがとう」と言われてびっくりしましたとか、そういったような感想が寄せられまして、親子で同時に金銭教育、お金のしつけを行っていくということは非常に効果的だなという感想を持っております。

それから最後に2つ、ちょっとお願いを申し上げたいと思います。

1つ目は、多重債務といいますと貸金というイメージが強いかと思うんですが、実は私たちのセンターには貸金以外の多重債務、つまりクレジットによる多重債務です。悪質商法の被害に遭って、例えば20歳前半で300万円ぐらいのクレジットの多重債務になっているという多重債務もあります。

それから悪質商法の被害に遭って返済が滞ってしまって、サラ金から借りてしまってどんどん多重債務に入っていくというケースもあります。ということで、貸金のみならず、そういった部分にも是非対策をみんなで話し合っていい解決方法を見つけていければすごくいいのかなと思っております。

それから最後に1つご紹介したいのはこれなんですけれども、一昨日、旦那さんを亡くされ

た奥さんが相談に見えまして、持ってきていただいたものです。遺書です。

中身を見ますと、私たちからすると個人再生とか破産でも十分解決するような内容になっているんです。本当に切ないです。頑張れば解決するのにどうして死なないといけなかったのかなという思い。こういう方を出さない、こういう悲劇を繰り返さないということを是非みんなで見えまして、持ってきていただいたものです。遺書です。

雑駁でしたけれども、以上で私の方からお話を終わります。ありがとうございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、岩手県消費者信用生活協同組合の上田統括マネージャーから15分程度でお願いいたします。

○上田統括マネージャー 上田と申します。今日はお手元の説明資料に基づいて今の信用生協での相談の中身、あるいはどういう考え方で相談員が相談を行っているか、または救済資金貸付制度、どのような場合に貸付けが行われているのか、そこら辺を中心にお話をさせていただければと思います。

15分ということですので、説明資料は15ページございますので、1ページ1分くらいで進めさせていただければと思います。

最初、信用生協、実は生協というとやはり地域生協が全国で1,560万人くらいの組合員がありますが、信用と名の付く生協というのは今実際活動しているとするともう岩手の信用生協だけになっておりますが、ルーツはここに書いてありますように昭和2年の公益質屋法をもとに設立されておりました。各地にあったわけですが、高利の質屋に対して政府なり自治体、あるいは社会福祉法人が公益の質屋、最初、公益質庫法という法律を作り、安い金利で庶民への金融の道を作り上げていこうというところから公益質屋（質庫）というものができまして、その質庫が昭和31年に生協法人格を取得して宮崎信用生協が作られたということがございました。当時は宮崎、三重、石川、鳥取等に信用生協が作られておりますが、今は解散あるいは休止しているという状況でございます。その中で、岩手の信用生協だけが残ったみたいな形になっているという状況でございます。

3ページ目のところに岩手の信用生協、当初はやはり組合員に対して生活資金の貸付けを行うという事業が行われていたわけですが、昭和53年以降のいわゆるサラ金問題の相談が相次いだという中で、昭和58年から弁護士の先生方と一緒に地域でサラ金問題の相談会とか講演会を行っていったという状況がございました。当時はなかなかサラ金問題、先程お話がありましたように借り主が悪いというような意見が多かったわけですが、当時はデパートの

階段の踊り場を相談窓口にして相談が行われていたと聞いております。そういう相談事業を弁護士の先生と一緒にいる中で、昭和62年に宮古市で集団名義貸し事件が発生し、その解決に資金が必要だということで自治体と地元金融機関と信用生協、そして弁護士の先生方と一緒に集団名義貸し事件の被害者救済のために必要な債務整理資金の融資を行うという取組みが行われた。これが平成元年に正式に消費者救済資金貸付制度が発足した経過となっております。当時は債務整理といえば破産しかないのが一般的な中で、破産を回避する一つ的手段として貸付制度が作られた、そのような経過がございます。

4 ページ目のところには、救済資金の制度の内容が載っておりますので、市町村、信用生協、あと地元金融機関と岩手弁護士会の消費者問題対策委員会のところでネットワークを作って相談なり、あるいは必要な資金の融資が行われております。

現在、救済資金の残高は約60億円、3,500人の組合の方が利用しているという状況になっております。

次は、5 ページ目に最近の相談件数の推移と相談体制が載っておりますが、今年も5,000件を超す相談が続いておりますし、年明け以降は前年比で2けた台の相談の伸びという状況になっております。

相談は岩手県内、盛岡、北上、釜石、一関の4つに相談センターを設けておりまして、毎週月曜日から土曜日、週1回は夜間相談を行い、相談員20人で対応しております。あと毎週、各相談センターで弁護士の先生、司法書士の先生による無料の法律相談も実施しています。

岩手県は相当県土が広いということもございますので、相談センターのない地域、県内14市町村と提携して毎月定期的に出張相談という形で相談会を開催しておりますし、弁護士の先生の少ない地域では弁護士の先生と一緒に地域相談会が行われている、そのような状況になっております。

この5,000件というのは全て面談のみの件数になっておりまして、テレビ電話相談だとか電話相談やメール相談も受け付けをしておりますが、基本的には多重債務問題の相談は面談を原則としておりまして、電話相談等も近くの相談センターへの面談の予約の誘導という形で行われている、そのような状況になっております。

次からは、2005年度の5,000人の相談者の属性が載っておりますが、年代別に見ますと、働き盛りの30代、40代、50代の相談が大半を占めているということと、最近の顕著な傾向ですが、年収200万円以下の層の方の相談が激増している状況にございまして、昨年度でもう50%を超えています。非常に年収の低い方の相談が増加し続けているという状況にございます。

7 ページのところには職業別の属性がございますが、ここも最近の傾向とすればパート・アルバイト、主婦、無職、そのような方々の相談が毎年増加してきているという傾向にございます。

その次のところには、相談に来ていただいた方が多重債務になるきっかけとなった動機についての集計が載っておりますが、家計補助、生活費の補てんのために借入れをして、その後、返済のためにまた借入れをすることで多重債務になっていったという方が最多という状況になっております。ギャンブル等もございますが、ほとんどの方は最初30万円、50万円の遊興費等で借入れをしたけれども、その後は返済のために借入れをしているというような状況がございます。他方、やはり多重債務の問題に陥るきっかけ、原因は生活費の補てんといったこともございますが、その他にも医療費だとか教育費だとか、非常に様々な要因で多重債務になっているという状況がこの借入れ動機別集計から読み取れるかと思っております。

8 ページのところには、単純に5,000人の相談に来ていただいている方々の借入れを合計したものですけれども、やはり相談に来る方で一番多く借入れしているのはサラ金からの借入れということで110億円。これを5,000人で割りますと1人平均220万円、サラ金からの借入れをして相談に来ているという状況が読み取れるかと思います。

しかし、先ほどお話がありましたが、サラ金からの借入れだけではなくてキャッシングとか銀行だとか個人借りとか非常に様々なところからの借入れによって返済が大変になっているという状況がございます。

そのほか、信用生協に来た方にどこから信用生協を聞いていらしていますかというアンケートをとっていますが、総じて見ますと圧倒的に知人、友人等からの紹介が多いということが特徴だと思っておりますし、その他市町村、中には金融機関からの紹介等もある、そんな状況になっております。

以上が相談にいらしている方の属性分析です。

少し時間がないので進みます。相談業務の中身に入りますが、相談員が果たしている役割ということで、基本的に多重債務問題はご本人一人だけで解決して生活再建を図るのはやはり限界があり、1人だけではなく、同居の家族、親族、みんな力を合わせることで多重債務の解決と生活再建は可能になるという考え方に立っております。

借金問題というのはプライバシーの最たるもので一番相談しづらいテーマであり、消費者金融がこれほど伸びたのが簡単、便利、スピーディーに借入れをできるということと、誰にも相談しないで借りることができるということがあってと思います。私どもに相談に来る方の8割近

くは夫、あるいは妻、あるいは親、あるいは子供も含めて内緒で借入れをしているために、返済困難になった場合に何とかまた自分の力で解決しようということで借金が膨れ上がってくるというケースが多いということもございますので、相談に来ていただいた場合、基本的に同居家族・親族に打ち明けていただくよう背中を押してあげる、励ましてあげる、そういう役割を相談員が果たしていく。家族、親族の生活の再建の支援体制作りが相談員の主要な役割というふうな位置付けをしております、親身になって相談をしていこうということです。

具体的に相談の進め方を4つ書いておりますが、債務整理の方法は2000年以降、倒産法制等の整備によって色々なやり方があり解決ができるようになってきておりますので、色々な解決の仕方についての提案をして、相談者あるいは家族を含めてどういう解決をしていくか、自分たちで決定できるような支援をしていく。そして相談員と相談者、家族含めて一緒に弁護士あるいは司法書士の先生に同行して最終的な解決の依頼を行う、そういう橋渡し役が信用生協の相談員の役割と考えております。

他方、借金問題の背景にはやはり家族間あるいは親子間、複雑な人間関係の問題だとか色々な問題がございます。そういう点では、特に配偶者間暴力の問題とかギャンブル依存症の問題等の場合は、関係機関との連携を図るということで、信用生協の相談員で対応できないケースは、後から資料を添付しておりますが、岩手生活者サポートセンターというNPO法人を立ち上げておまして、DV問題の相談、あるいはギャンブル依存症の場合はグループカウンセリング等を実施している、そういう形になっております。

また相談員は特別な資格等が必要ということではなくて、3カ月間、先輩の相談員と一緒になって相談に当たる、あるいは弁護士の先生、司法書士の先生に相談者と一緒に同行して弁護士の先生、司法書士の先生の話していることから学ぶとか、あるいは冒頭研修、色々なケーススタディの学習会等をやっております。20人おりますけれども、基本的に相談者に寄り添って話を聞いてあげる相談員が相談者からも支持を得られている相談員となっております、相談に来た方が生活再建につながっていく、あるいは弁護士の先生と一緒に同行し、また、色々な難しい問題があれば一緒に悩んであげられる、そういう相談員が相談者から支持されております。

融資の関係ですが、10ページになっております。融資自体は色々解決する手段の中の選択肢の一つにすぎないということで、実際、相談に来ていただいた方の全体の16.8%が貸付制度を利用して解決が図られている。その他任意整理の分割払いとか自己破産等々の選択をされて解決が図られているという状況になっております。融資自体は家計簿診断が原則になっておりま

して、ご本人の返済能力なり家族、親族からの理解と支援、具体的な中身は自己資金の提供だとか連帯保証人を引き受けていただくとかということになりますし、基本的には貯蓄ができるかどうかというあたりが融資の際のポイントになっております。

どうしてもやはり融資でなければ解決できないというケースを5点ばかり書いておりますが、最近多いのは、警察にお勤めしている方、学校の先生、あるいは銀行にお勤めしている方、どうしても破産等、あるいは個人再生手続等をとると仕事の継続が困難になるというような場合の相談がちょっと増えてきているかというふうに見ておりますし、あとは債務整理が終わった後の相談が増えている。具体的には、国の制度資金を含めて債務整理をしたために銀行からの教育ローンが受けられないとか、車検代が必要になったとか、債務整理することによって市の情報機関に事故情報が登録されることからその後の新たな資金需要に対しての窓口がないということで、そのような相談が今増えてきているというような状況がございます。

時間になりました。11ページは預託の自治体です。

12ページは、信用生協やご本人一人だけで解決できるものでございませんで、色々な各団体とともにネットワークをつくる中でこの問題に取り組んでいるという状況です。

13ページには貸倒率・延滞率の推移が載っております。

私どもは生活支援室というものを設置しておりますして、融資した4,600人くらいの方が利用されていますが、延滞した場合には早期の再相談に応じるとか、家計の状況、あるいは仕事の変化等に応じて返済条件の緩和を含めた対応を行っている、そんな状況になっております。

14ページは、先ほど述べましたNPO法人のサポートセンターがどういう取り組みをしているか。DV問題とギャンブル依存症等の問題に取り組んでおりまして、ここと連携をとりながら相談が行われているという状況でございます。

最後に、「安心して利用できる」と同じく「安心して相談できる」生協をつくっていききたいということで、今相談と生活資金の貸付け事業を行う生協がグリーンコープ生協ふくおかと生活サポート生協・東京、北と南と東京で立ち上がりまして、生協も地域の中で多重債務問題の相談ができるそういう窓口の役割を果たしていきたいと考えております。

実際、今私どもの生協に購買生協の組合員が組合メダルを持って資料請求相談に来る。同じ生協ということで敷居が高くなく、気軽に相談できるというようなことも生協の良さではないのかなというふうに考えておりまして、このような取り組みが今進行しているという状況です。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、こずかた法律事務所の弁護士の石橋先生をお願いします。

○石橋弁護士 石橋です。まず、私の事務所がこずかたというふうに書いてありますけれども、字がおわかりにならないと思うんですけれども、不来方といいます。これは何が来ない方向かというと、鬼が来ない方向です。多重債務問題を含めて、いつも言っているんですけれども、こういう悪い鬼は西の方から来ますので。

不来方というのは実は岩手は、ご存じの方も多と思うんですけれども、鬼が昔悪さをしまして、もう来ませんよということで手形を押していったんです。それが岩手の地名の由来なんです。それで、もう岩手の方には来ませんよと言って行ったということで、不来方という地名がつきまして、私の事務所の前は不来方城というんですけれども、そこから名前をとっております。私は特に多重債務、サラ金というような問題はみんな西の方から来るので、なるべく来てほしくないという意味でこういう名前になりました。

レジュメに沿ってちょっとお話をさせていただきますけれども、まず私は現在、岩手弁護士会の消費者問題対策委員会の委員長をやっております。岩手弁護士会は今65名会員がおります。いわゆる弁護士過疎地域です。そのうち38名が消費者問題対策委員会の委員になっています。半数以上、つまり会員の半数以上が消費者問題対策委員会に入っている弁護士会はまずないと思います。それだけ多重債務の問題が多いということと、消費者問題が多いということでやっております。

それから特徴的なことは、消費者当番弁護士制度というのを置いております。これは毎日平日午後から弁護士が待機をしております。消費者問題だけについての待機をしております。刑事当番弁護士というのはよくご存じだと思いますけれども、その消費者問題対策版だと考えていただければ結構だと思います。迅速に解決できるような体制をとっているということでもあります。

今日の主なテーマであります信用生協と自治体、それから弁護士会の連携についてお話をしたいと思います。

先ほど信用生協とか盛岡市から大体お話がありましたけれども、昭和57年の第2次サラ金被害。第1次が昭和50年ですから、そのころから全市で講演と相談をやり始めるようになりました。それから昭和62年に先ほど出ていた山子金融で自治体から金銭預託をしてやるというふうな制度ができて、平成元年に盛岡市と信用生協と消費者問題対策委員会で協定を交わしてこの制度が動き始めたというふうなことであります。

当時の我々のスタンスは、そこに書きましたように破産は最後の手段というふうなスタンス

でやっております。田舎で破産というのはやはり大きなダメージであります。つまり、隣の人
が何をやっているか大体わかりますから、破産をしたとなるともう戸籍から抹消されるのでは
ないかというくらいに思っている方が多い。特に昔はそうでした。ということで、何とか破産
を避けたいということでこの制度を使いたいというようなことで始まってきました。それが盛
岡市だけではなくて全県に広がっていったと、そういう流れです。全県に広がっていった流れ
は、3年間一生懸命講演とか相談とか、本当に何のためにこんなことをやるのかということ
を言われてやり始めたんですけれども、寂しい思いをしてやってきたんですけれども、それがだ
んだん自治体の方にはわかってきたということで広がっていったんだと思っております。

3番目の基本的なスタンス、どういうスタンスで我々はやっているかということなんですけ
れども、まず一つは生活再建。

多重債務の問題を解決しなければ犯罪が多くなるのは明らかですし、一家離散にもつながり
得る。それから岩手県は全国で自殺率が3番目に多いところであります。そういう経済的な困
窮からの自殺という問題もございます。そういうことでまず生活再建、最後のセーフティネッ
トということで考えているということであります。

2つ目の3者の役割分担・協働と緊張関係。

役割分担と協働は、もう今までのお話を聞いておわかりだと思えるんですけれども、大事なこ
とは緊張関係だと考えております。つまり、信用生協の立場からすると、やはり貸付けをした
方がいいわけですから、どうしてもルーズな貸付けになりがちだと考えているわけです。そこ
で、誰がチェックをするかという、それは我々弁護士がチェックをするというスタンスをと
っております。つまり、これは融資ではなくて他の手段の方がいいのではないのかということ
をきちんと言えるのは、やはり弁護士だと考えているわけです。例えば盛岡市からも相談者が
来ます。その時に盛岡市がきちんと事情聴取をやらないで、つまり安易に弁護士に任せればい
いということで回されたのでは困るというようなことで、きちんと事実関係を把握するという
ことをやってほしいというようなことを言います。

それから、我々にも色々注文が出ます。例えば弁護士から見ると、多重債務の解決は一番手
っ取り早いのは破産です。だから、弁護士からすると破産の方が楽に決まっているんです。で
もそれ以外の色々な手段がございます。その人に合った手段は何かということをやったり考えな
ければいけない。その時に我々は破産でやってしまうとってしまうんだけれども、そうでは
なくて民事再生使った方がいいんじゃないとか、分割払いの方がいいんじゃないとか色々
なことが出てくるわけです。そういうことを盛岡市の相談員の人とか信用生協の相談員に言わ

れてしまうということで、弁護士もきちんとやらなければいけない。そういう意味で色々な緊張関係を持ってやっていくということでもあります。

それから3つ目は、先ほども出ていましたように、自治体提携貸付は多重債務解決の単なる一つの手段だというふうに考えております。

ご存じの通り、色々な多重債務の解決手段があります。本当にメニューが増えて非常に良くなってきていると思っております。その中でこの貸付けの制度は一つの手段だと考えています。一つの手段の中でどのようにこれを決めていくかということが大事だと考えているんです。それは当事者の納得、それから情報の提供、つまりこういう手段をやればこういうメリットがある、こういうデメリットがあるということをきちんと説明をして、それで本人と相談員と我々弁護士が一緒になって考えるということを考えております。そういう意味で多重債務解決の単なる一つの手段だというふうな位置付けでやっているということです。

具体的な各自の役割と状況なんですけれども、まず信用生協につきましては受付けをするわけなんですけれども、時間をかけた事情聴取をやっていただいております。簡単にそれが終わってしまうほど問題の解決に時間がかかります。つまり、事情聴取をきちんとやることによって問題解決がスムーズにいきます。事実関係、それから原因の把握をする、原因の把握は非常に大事なことです。なぜなら、同じことを二度繰り返してもらわないためには、まず原因関係をやはりきちんと十分認識してもらおうということが大事であります。

それから、多重債務の状況です。どこに幾ら借りているかという状況をきちんと把握をしてもらう。それから大事なことは、最後まで面倒を見るということでもあります。相談が終わって弁護士に回したら「はい、終わりですよ」ということでは困るということなんです。つまり多重債務者は多重債務の解決ができたといっても、その後まだ問題が残っております。例えば借入れをして返済をしたとしても後の返済がきちんとできるかどうか。先ほど言った多重債務の問題は何だったのかそれを解決しなければいけないということで、その人がきちんと生きていける、生活ができるように最後まで見てもらうということをお願いをしております。

それから、2つ目は情報提供。先ほど言いましたように色々な解決手段があるわけですし、それをきちんと正確に相談者に伝えていただきたいと思いますと思っております。

それから、我々の役割なんですけれども、まず1つは正確な事実関係の把握と適正な解決ということなんですけれども、多重債務者というのはまず本当のことを最初に言いません。これは経験的に明らかです。例えば10件負債があったとしても、8件しか言いません。それが信用生協でまず相談を受けます。その時は8件しか言いません。しかし、弁護士のところに行きま

す。2件出てきます、3件出てきます。それから保証債務が出てきたりとか色々出てきます。この制度の良い所は、二重のスクリーンをかけることによって、正確な事実関係が把握できるということになってきます。正確な事実関係を把握しなければ、適正な解決は到底望めません。多重債務の状況が全然違っていたら解決手段は当然違ってきますから、そういうことで非常に大事なことであります。

それから2つ目は処理方針の協議ということで、この時に大事なことは相談員に同席をしてもらうということが大事だと考えております。通常は、相談を受けて回す時には相談員が一緒に来ません。大体そうだと思います。でも我々は相談員が弁護士の事務所に相談者を連れて一緒に来るということを原則にしてやっているんです。それはまさにそこに書きましたように、問題意識と解決の道筋を共有するためが主な理由であります。つまり、相談員の人も来て相談者も来て色々ディスカッション、話をするによって初めて問題意識がわかる。つまり何が原因だったか、それからこれからどうしたらいいかがわかる。それをお互いに共有できるということでもあります。

それから相談員の人が同席してもらうもう一つのメリットは、弁護士が何を考えているかわかる、それから弁護士から見ると相談員の人が何を考えているかがわかるんです。だからそういう意味でも非常にこれは大事なことだと思っております。

それから3つ目は、この制度によって先ほど言ったような適正な解決とともに、大量に意見を処理できるということでもあります。この制度を始めた平成元年、実は岩手弁護士会というのは、当時は弁護士が30名ぐらいしかいません。消費者問題をやっていた弁護士が四、五人しかいません。こういう状況で多重債務問題を大量にやるためには弁護士だけでは到底、間に合わない。そういうことで、これをやることによって業務の分担、仕事の分担が可能になってきます。そうすると、弁護士がかける時間が非常に少なくなる、つまり負担が少なくなってくることです。それによって、最終的に法的な解決が大量にできているということがメリットとしてあるということでもあります。

それからこのメリットのもう一つは、低いコストです。つまり、役割分担をすることによってそれだけ弁護士の負担が少なくなりますから、当然弁護士の費用も少なくて済むということでもあります。実は我々は大抵相談者、つまり事件を処理するに当たってどのくらいの費用をもらうかということを目途として決めてやっております。我々は、破産して例えば免責になって成功報酬をもらうということは毛頭していません。それから、1件当たりの問題解決の金額も法律扶助と同じぐらいの金額でやっている。そのようにある程度金額を、弁護費用をある程

度抑えて、それをみんなにある程度徹底させてやっております。それができるのはまさに連携があるから、負担が少ないからコストも小さくて済むということでやっております。

それから、法テラスの民事法律扶助を積極的に使っております。今、クレ・サラの相談を無料でやるということが流行っているようすけれども、岩手県の所得は全国の平均の半分です。そうするとほとんど法律扶助の要件を満たしますので、相談自体も法律扶助を使って無料できます。それを我々は積極的に使っております。それから破産費用とか民事再生にかかる費用がない、それから負債整理の費用がない人もこの法律扶助を積極的に使っております。

今、岩手県は東北では宮城に次いで2番目に法律扶助の利用件数が高いところまでいっております。人口から考えれば、福島とか山形とかの方がずっと多いわけですがけれども、特に福島は多いわけですが、法律扶助を積極的に使っております。法律扶助の中で、件数が大体8割から9割は多重債務です。それだけ積極的に使っているということでもあります。

それからもう一つは、消費者問題対策委員会がこれだけ増えてきたのは、若手弁護士を全部消費者問題対策委員会に入れております。なぜ入れているかというと、それで仕事をさせるというのもあるんですけれども、若手弁護士には普通の住民の視線で物を見てもらいたい。多重債務というのはまさに一番良い勉強の場であるんです。多重債務で困っている人、普通だと上から言えば言うことを聞くんだろーみたいな話になるんですけれども、そうではなくて、もっと目線を低くして住民と同じ目線でやっていただかなければ、その人が本当にどこで苦しんでいるか、どこでこういうふうになったのかというのが分からない。そういうことで若手弁護士を育成しているということでもあります。

それから自治体につきましては、これは当然のことですけれども、多重債務は相談だけで終わりません、解決をしなければいけません。それによって初めて住民が安心して生活ができるということでもあります。

それから2つ目は、いつもこれは私が言っているんですけれども、多重債務の事件でお金がどこに流れているかというと、地元のサラ金は若干ありますけれども、ほとんど都会です。つまり、多重債務のお金というのはみんな都会に流れていくんですね。岩手県では誘致企業を一生懸命、確保しようと思って努力してやっています。でも、せっかく稼いだお金がどこに流れていくかというと、結局は都会に流れているんです。高金利であればなおさらそうですね。それが結局は地域、自治体、住民の窮乏、だんだん相対的にですけれども、貧しくなっていくということで、自治体の人にはお金を儲けるのも結構だけれども、出口のところをきちんと締めなければだめだよという話をしています。だから自治体にとってみれば、地域の窮乏化を防ぐ

ためにこのシステムが有効だというふうに考えております。

それから自治体をお願いしているのは、多重債務というのは生活保護とかよくあるDV関係、それから色々な問題と絡んでおります。そうすると、自治体の方が関与することによって他の行政分野との連携をきちんと取ってもらうということをやっているということです。

それから盛岡市の相談も弁護士会に来るわけですがけれども、先ほど盛岡市の吉田さんがおっしゃったように非常に丁寧な相談をやっていただく。それから相談員の人がやはり同じように弁護士の所に一緒にいらっしゃいます。それによって問題意識の共有、解決の共有を図っているというふうなことをやって、自治体にも最後まで多重債務者の面倒を見てほしいというふうな話をしております。

それから、債務者自身のことなんですけれども、この制度を使うことによって生活の再建というのは当然図られるわけですがけれども、私は、大事なものは、返済の苦しさ、煩わしさからの解放と書きましたけれども、余裕を持った生活をするということであると考えております。つまり、この自治体・生協貸付を使って返済がぎりぎりだという時はやはり困るんです。人間、10年生きていたら病気になったり事故に遭ったり、必ずアクシデントがあります。そのときに当然お金が必要になってきます。その時にぎりぎりの返済であれば、当然それはまた借金にいくわけですから、それでは困る。だから自治体提携の貸付けもある程度余裕を持った計画でないと困る。それから破産とか民事再生も同じようなんですけれども、要するにある程度余裕を持った形で解決をしなければならない。それによって債務者が初めて生活の苦しさ、それから返済の煩わしさから解放されると考えております。

それからその他なんですけれども、我々弁護士はどうしても法的に解決すればいいということで弁護士独自で色々考えたりしていますけれども、私は色々なところと提携することが非常に大事であると考えております。今我々がやっているのは岩手県民生活センター、これは岩手県全体でやっているわけですが、それから盛岡市消費生活センターと隔月、年に6回懇談会を開いております。

それから、信用生協とは年2回の協議会をしております。

県とか盛岡市との懇談会の中でやはり情報提供が中心になってまいります。我々に情報が来るよりも、盛岡市とか県民生活センターの方が、情報が早いですね。消費者問題に関しては特に早いと思っています。それで情報提供、情報交換の主な場です。それからその中ではああいふ問題があったんだけど、どういうふうに解決したんでしょうかと。つまり、弁護士が依頼を受けた事件が後どうなったのかというようなことも聞かれます。つまり我々が最後にどう

したのか、どういうふうに解決したのか、どうなったのかというようなことも聞かれます。そういう意味で、この懇談会というのは何も資料をいっぱい作らないでざくばらんにお話をするという形でやっております。

それから信用生協との協議会。これは先程言いましたように、最近の信用生協の貸付けがルーズではないかとか、そういう話が色々出たりする。言いたいことを言う場になっております。

それから、盛岡市の消費者相談には弁護士を派遣しております。

それから、岩手県民生活センターの事例研究会。これは消費者問題を現在、月に1回、事例研究会ということで相談員を集めてやっているんですけども、そこに講師を派遣しております。

それから桐花会、これは消費者相談員の集まりなんですけれども、この集まりに我々弁護士も参加しておりますし、勉強会にも参加している。これによって相談員の方との情報交換、それから法的な勉強、そういうようなことを色々やっていて相談員の方の意思疎通も図っている。

そういうことで色々な連携を図ることによって、多重債務の問題が適正に解決されていくのではないかと考えております。

以上です。

○吉野座長 どうもありがとうございました。ただ今の3人の方々から詳しいご説明がありましたが、委員の皆様からもしご質問あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思います。

もしよろしければ、私が最初に2つぐらいご質問させていただきたいんですが、色々生活苦に陥った方々がここの相談窓口があるということをどういう形で宣伝されるといいですか、教えられているのか1つお聞きしたいと思います。やはり困られた方がなかなかどこに行ったらいいかよく分からないわけなんですけれども、岩手県の場合にはどういうご苦労があってここまでうまく行っているのかどうか。

それから2番目は、よく言われますのは公的なところがお金を貸しますと大体うまく行きませんで貸倒れが多くなるわけなんですけれども、先ほどのお話ですと岩手県の場合にはそういうこともなくこれまでうまくやられてきたわけなんですけれども、その2点をお伺いできればと思います。

まず最初、吉田主査の方から窓口にどういう形で皆さんが来られるか。

○吉田主査 大きく2つあるかと思うんですけども、まず1つ、市民に向けての直接の広報なんです、これは市の施設に今月出したものです。トラブル情報と称して必ず解決します、

借金問題必ず解決しますと。だからすぐ相談に来てください。こういう広報物で、窓口がある、解決するんだということをPRしております。

それからもう一つはパブリシティです。これはお金がかかりません、人件費だけでできますので。例えば借金の問題をテーマにして新聞さん、テレビさんで作っていただいて市民に見ていただくことによって、そうか解決するんだ、あそこに行けばいいんだと意識付けしていくこと、その2つの手法でやっております。

○吉野座長　ありがとうございます。

それでは続いて、統括マネージャー、お願いします。

○上田統括マネージャー　13ページのところに貸倒率・延滞率の推移を載せておりますが、返済する場合、やはり3年とか5年とか長期にわたりますので、当然その間に病気になったり、あるいは失業したり、リストラに遭ったり色々な変化がございます。その場合に、書いておりますように毎月5日の口座引落しでご返済いただいておりますが、初期延滞の段階で事情をお聞きしているということと、暮らしの変化があった場合に今後の生活をどうするか、あるいは返済をどうするか必ず家族・親族に集まっていただいて相談をして、主には返済条件の緩和、条件変更という形で返済期間を延ばしたり、あるいはボーナス払いをなくしたり、あるいは月々の支払額を減らしたり、そういうこまめな対応をするということと、そして生協の特徴ですが、毎月1万5,000円ずつの返済という場合に、その返済金に加えて2,000円の出資金の積立でもお願いしております。今1万7,000人の組合員がおりますが、1人平均7万円くらいの出資積立になっております。本来、生協は出資金の減資というのは年に1回年度末だけできることとなっておりますが、やむを得ない事情、病気になった、失業した等々の場合は出資金の取り崩しができるということになっております。その場合は状況に応じて出資金の方から返済に充当するという事もできる、そんな仕組みになっております。

また、債務整理で、仮に200万円の債務整理資金で整理した時、その後、返済履歴がもっと古かったというようなことで過払いが発生して50万円、100万円戻ってきたというような場合は200万円の融資金の元金に内入れをして返済期間を短縮する、そんな取組みを行っているという状況でございます。

実際、貸倒れにつきましては四千七、八百件の利用の中で2005年度は16件、1,600万円、率にして0.16%となっておりますが、中身はほとんどが離婚したとか、あるいは亡くなられたとか、行方不明になったとか、そういうケースの場合が貸倒償却という形になっております。

以上です。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは委員の先生、まず宇都宮先生、それから高橋委員、お願いいたします。

○宇都宮委員 どうもご苦労さまです。私の方から3人の方にお伺いしたいと。

まず、盛岡市の消費生活センターの吉田さんの関係ですけれども、センターに相談に来てすぐ弁護士会等へ送るのではなくて、ちゃんとセンターで受けとめて、そして色々な事情を聞いた上で対応しているというのは素晴らしい対応だと思うんですけれども、その場合に消費者金融、サラ金の場合は取立てが来ますよね。それは一般的にはセンターが入っただけでは取立ては止まらないと思うんですけれども、そういう対応をどうされているのかということと、あと今、貸金業規制法では弁護士か司法書士さんの中で簡裁の代理権を持っている認定司法書士が間に入れば取立てが止まるような制度になっているんですけれども、これからそういうセンターが相談をやる上では、センターとか行政の相談窓口が介入した場合、取立ては一旦ストップさせるような制度を作ったら、よりセンターの方が相談しやすくなるのではないかなと思うんですけれども、そういう点についてどう考えられているのかということ。

それから、消費者信用生協の上田さんの方に対する質問は、先ほど、債務整理を終わった後の資金需要の相談がかなりあると言われましたけれども、これは当然そういう資金需要者が任意整理の場合でも、あるいは特に破産の場合、信用情報機関に事故情報が載ってしまう。そうすると、破産の原因が低所得とか失業とか病気が原因だと、当然資金需要ニーズが出てくるわけですね。そういうニーズ、そういう人たちに対して現在融資をされているのか、それから今後そういう制度を作ることを考えられているのか、あるいはそもそも多重債務に陥る前に資金需要があった場合に、現在、公的な社会福祉、生活福祉資金の貸付制度なんかありますけれども、そういう貸付制度なんかについて検討されているのかということをお伺いしたいと思います。

それから石橋弁護士先生に対しては、消費者信用生協から相談が来る場合に、先ほどの説明であると任意整理で分割払いの任意整理と貸付制度を利用した一括払いというのが分かれているんですけれども、弁護士として貸付制度を利用するのと分割払いという判断基準をどう分けているのか。

それから貸付制度を利用する場合は当然、消費者信用生協の融資資金を利用して債務整理を一括でやっているんだろうと思うんですけれども、そういう場合の解決基準が当然、利息制限法で引き直した元本を、融資を受けて返済することになると思いますけれども、それで大体元本を何割かカットした解決をしているのか、あるいは元本ほぼ全額を払って解決しているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○吉野座長 まず最初に、吉田主査からお願いします。

○吉田主査 相談者の方はせっぱ詰まった状態で来るという状況にあって、まさに先生がおっしゃるとおりいかに取立てから逃げていくかというところなんですけれども、サラ金とヤミ金によって違うと思うんですが、サラ金に関してはまず今のところは支払わないでください、これから解決、整理の方に向かっていくのもうごめんなさい、払えないですよというふうに言ってください。あるいは電話に出ない、外に出ないということで、自分での努力を促しているような形になります。

おっしゃっていた、例えばうちのセンターからサラ金さんにフォームか何かをぽつと送ることによって取立てがとまるという制度があれば非常に安心して借金の整理の方に専念できるということで非常にいい制度ではないかなと思います。

一方でヤミ金の方なんですけれども、これはどうしようもないのでうちのセンターから電話することはないんですね。警察の方に連絡しまして対応していただけるようであれば、ヤミ金に電話を一本かけていただくとか、そういったことで対応しております。

簡単ですが、以上でよろしいですか。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、上田マネージャー、お願いいたします。

○上田統括マネージャー 先生の方からもおっしゃったように、やはり債務整理が終わった後、破産の場合ですと7年間、あるいは通常の債務整理でも5年間、信用情報機関に登録されるということで、それによってクレジット、あるいは銀行からの借入れが非常に困難になるという状況がございます。先ほど述べたように本当に日常的な、例えば子供さんの修学旅行の費用の7万円が何とかならないかとか、本当にそういう相談が増えてきているという実態がございます。

私どもも今回の貸金業規制法の改正に伴って、借金を返済するために融資が行われている不正常な状態は今後なくなるだろうと見ておりますし、むしろ先生もおっしゃったように今の社会の中で生活保護制度がどう充実されていくか、そしてその上の社会福祉協議会の生活資金の貸付制度がどう充実されていくか、そして労働金庫等の自治体提携生活資金の貸付制度だとか金融機関のそういう制度がどうなるのか。

私ども生協とすれば、昨日も東京と岩手、福岡の生協が集まって色々議論がされておりますが、生協は基本的に組合員みんながお金を持ち寄って、出資という形で出資金を出し合っているわけです。そして必要とされる組合員が他の組合員の出資金の中から生活資金の融資を受け

られる。それはやはり相互扶助といえますか、昔の無尽とか結とかあの仕組みが生協制度の中で今作られてきているというふうに思っております、そういう点では銀行からも借り入れできない、しかしまだ社会福祉協議会の要件に当てはまらない、そういう方々の層の助け合いの制度として生協の生活資金の貸付制度ということも位置づけてやっていきたいと考えております。

消費者救済資金貸付制度は前提として消費者債務の整理、しかも銀行から借りられない場合という前提がついておりますが、今後私どもも本当に生活再生ローンといえますか、債務整理もそうですけれども、生活再建につながるそういう資金需要に応えられる役割を生協として果たしていければと考えております。

○吉野座長 それでは石橋先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋弁護士 分割払いの任意整理をするか、信用生協からお金を借りてそれを一括で払うかという選択は、基本的には本人と相談をして決めることになっています。それぞれメリット、デメリットがございます。信用生協から融資をして返済するときは、当然、利息制限法に基づいた金額でやっております。基本的には残元本でやっております。

一括で払うのに削ったらいじゃないかという方の意見もよくわかっております。しかし、一括払いで払ったときに、例えばこの前、最近また問題になっているんですけれども、貸し手が了承しないうちに払ってしまう。そうすると残元金を払うんですけれども、損害金はまだ残っているじゃないかと今頃請求されているような事件があったりしますけれども、利息制限法でやっても実は色々問題があって、我々は基本的には残元金で払っている。そうするとデメリットは、本人が信用生協から借りた利息を払うということになってくると思うんです。でもこれを使うと早く解決はできます。1カ月後ぐらいで全部事件を処理できます。だから、デメリットは本人が利息を払う、メリットは早く処理ができる、それから法的にきちんと処理ができる。つまり、遅延損害金がどうのこうのと、遅延損害金の分も払ってしまえばいいわけですから、利息制限法でやってしまえばいいわけですから、非常にすっきり終わってしまう、早く終わってしまう。

それから分割払いのときに、私は昭和57、8年ごろサラ金の分割払いを何件もやりました。調定もやりました。でも弁護士にとって嫌なのは、その人たちが全員きちんと払うかということ、失礼けれども、8割か9割方は払わないんです。それでどこに請求が来るかというと、当然弁護士事務所に来るわけです。その対応にめちゃくちゃ追われた時期がありました。その時信用生協を使えばこんな苦労はないわけです。田舎の弁護士というのは、自分が事件処理した

ものは最後までやらなければいけないという変な義務感を持っていて、サラ金とか何かから来たら対応してしまうんです。その対応が何十件とあって、もう事務所はパンクという状態で、分割払いでやるとそういうデメリットがすごくあって、結構岩手の弁護士は嫌がっております。

それでこれから本人も、例えば分割払いで絶対応じない業者がいるんです。それは保証人をつけているとか、そういう業者は応じない。訴訟を起こしてくるんです。そういうところと分割払いをやってもしょうがないわけです。

それから、他に分割払いの金額が一樣ではありません。つまり本人の返済資力から考えて分割払いで全部できるかという、怪しいのがいっぱいあります。本人は4万円しか出せないのに、分割払いでやるとどうも5万円とか6万円いっちゃうよというのがありますね。それでぎりぎりでもいいのかという問題もあって、色々悩むんです。色々悩んで、結局本人と相談しながら、これをやればこういうメリットとこういうデメリット、これをやればこういうメリットとこういうデメリットがありますよということを相談してそれでやるわけです。岩手の人は、基本的には早く処理してもらいたい。分割払いだとどうしても時間がかかります。早く処理してもらいたいといって、やはり信用生協の融資を使った方がいいということになって、基本的には信用生協の融資の方を使う人の方が多いと考えております。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

一番最初の時点で行政がサラ金に取立てをやめさせられるかどうかというのはいかがですか。

○大森信用制度参事官 これは債務処理を弁護士なり司法書士が受任した場合にはという法律の規定になっておりますので、一方で自治体に相談に来られた方の問題解決の方法というのは様々な法的な処理のみならずあり得るというのは、冒頭からお話にあったとおりでと思います。

確かに、止めなければならないという強い法律上の義務があった方が、というのは気持ちとしては大変分かるのでございますけれども、弁護士とか司法書士の果たすべき任務は何かというようなこととも絡んでくる問題ではないのかなと思って聞いておった次第でございます。

○吉野座長 ありがとうございました。

では次に高橋委員、それから翁委員の順番でお願いいたします。

○高橋委員 大変いい取り組みの例のご説明をありがとうございます。民度の高さといいますか、このスーパー行政の裏にあるスーパー公務員とかスーパー相談員とかスーパー弁護士さんの存在が大きいし、時間もおかけになられたと思うんですけれども、非常に今いい形でお取り組みされているのはよくわかりました。ただ、この会議ではこれから全国的に短期間にいい取

り組みが広がる、そのためにはどうしたらいいかということを検討していくわけです。ここに至るまでの色々なチャレンジを通して、これが良くなかった、失敗したということもあったと思いますので、これからちょっとご質問することに関して、これまでの取り組みの事例も含めて他の地域へのアドバイスになるようなお話が伺えたらと思っています。

1つ目は、先ほど吉野先生からもご質問がありましたPRの点です。広報物というお話がありました、これはどこにどのように配っておられるのか。その方法について有効だった、あるいは有効でなかったものがあれば教えていただきたいということが1点目です。

2つ目は、入口の部分での相談というのは1人の相談員の方が1日何件くらい処理可能なのかを、行政あるいは信用生協さんの方にお伺いしたいと思います。

3つ目のご質問は、解決マニュアルといえますか、ここに至るまでの人材育成が非常に重要だと思っているんですけれども、多重債務問題のプロとなるための育成期間はどのくらいみればいいのでしょうか。行政マン、相談員、そして弁護士さん、どのくらいの期間があれば多重債務に関してプロとして取り組める段階に至るのかお伺いしたいと思います。

そして最後に、弁護士さんが大変強調していらっしゃいましたアフターケアは非常に大切だと私も思っております。債務整理をしたら終わりではなくて、その後、再発しないように面倒見なければいけないと思うんですけれども、5～7年ブラックリスト入りしている期間は非常に大変だと思います。そのところで面倒を見ないとヤミ金なり何らかの自殺なり悲劇が起きると思うんです。個々に面倒を見なければいけない期間というのは、個別に違うと思うんですけれども、最低、行政として、あるいは弁護士さんとしてこのくらいの期間は面倒見ないと危ない、という期間があれば教えていただきたい。

以上でございます。

○吉野座長 それではまず最初に、吉田主査からお願いいたします。

○吉田主査 まず、広報の関係なんですけれども、一番効果的な方法は、市で出している広報紙に2カ月に1回、スペースがありますのでそこに、毎回ではないんですが、時々載せること、借金問題相談受けますよと、それが一番効果的かと思います。

それから先ほどご案内したこういう啓発物ですけれども、基本的には市の施設およそ120カ所に置いております。それからこれは毎月出しているんですが、必ずしも借金問題ばかりでなく、悪質商法の被害防止のための広報物が中心になりますけれども、こういうのは毎月その時々、流行っているものを出すというやり方をしております。

何よりも一番効果的なのは、先ほどお話ししたパブリシティではないかと思うんです。新聞

やテレビで取り上げていただくことによって勇気付けられる方々がたくさんいらっしゃって、まさに見て来ましたと、新聞を見て勇気付けられて相談に来ましたという方がいますから、その辺のマスコミさんとの連携というところが非常に効果的だと思います。何より行政としていいのは、お金がかからないことです。私の人件費だけで全部できてしまう。

それから相談にかかる時間なんですが、これはもう人によってそれぞれです。借金の整理方法だけの説明であれば30分、1時間で終わりますけれども、その方が自分で自己破産をするなんていうケースは何回も来ていただいて、トータルで最大でもやはり5時間くらいかかるといいます。それからあとは弁護士さんに付き添いとかそういうのを入れたらかなりもう根本的な、徹底的にやろうと思ったらすごい時間がかかります。10時間ぐらい、もしかしたら最大でかかるのかもしれませんが。

実は多重債務の相談が約半分くらいうちのセンターに来ていて、ほかに悪質商法等の相談もありますので、借金問題ばかり扱っているわけではないので、はっきり何人受けられるかというのはちょっとわからないですね。

それから人材育成ですけれども、これはまさにOJT、仕事をしながら覚えていくというやり方にならざるを得なくなっているんですね。あとは自己研さんといいますか、時間外に相談員たちは勉強しています。土日も勉強会にどんどん行っているんですが、それが公費負担はできていない状況です。私費でやっていただいて大変申し訳ないと思っているんですが、なかなか研修が公費でできないという財政事情があります。

それから先ほどの何年間面倒を見たらいいのかという問題については、実は解決した方について追跡で私たちお世話するところまではできていないので、ちょっと私のところで何年くらいお世話したらいいか、その時間はわかりません、申しわけありません。

○吉野座長 では、上田統括マネージャー、いかがでしょうか。

○上田統括マネージャー 信用生協の場合、新聞に相談会をやりますという広告を打つ場合もございますし、市町村の広報に相談会の日程を入れていただくお願いをしております。あとは独自に、ラジオで相談の電話番号を告知するラジオCMをやっているという状況です。

また、相談につきましては基本的に1日の新規の受付けは3人から4人ぐらいとしておりまして、新規の場合はおおむね債務の整理を含めて1時間半くらい、2回目は、家族・親族に来ていただくという形にしておりまして、1時間半前後くらいになっております。

相談員の育成の問題につきましては、資格取得ということでは消費生活専門相談員だとか、消費生活アドバイザーだとかそういう資格の取得の奨励は行っております。実際やってみる中

でこういう資格がいいというのでは、産業カウンセラーの育成の講座がございすけれども、多重債務という問題ではなくて、相談者に対してどういう態度で接して、要するに聴くスキル、聴いてあげるスキルを向上させる、そういう産業カウンセラーの資格取得が非常に有効ではないのかなと考えております。

実際、私ども20人の相談員がおりますが、年齢も28歳から68歳ですか、年齢も経験も知識も非常にばらばらな相談員になっております。基本的にやはり相談に来た方の生活再建のために自分が力を尽くすという熱意があれば、それほど育成に1年も2年もかけないと無理だとか、特定の資格がないと無理だというのは、実態とすればそうではないのではないかと。

例えば私どもの場合ですと、3カ月間は先輩相談員とのOJT、一緒に同席での相談をやりますし、1年相談を受ければほぼ色々な原因に基づく多重債務とその解決の仕方、こういう解決の仕方があるという提案ができるような状況になっている、そんな状況でございす。

アフターケアにつきましては、私どもの場合、債務整理資金を融資した方はその後、車のローンだとか車検のローンだとか、ほぼ他の金融機関の利用ができなくなっていますので、そのような時にまた来ていただいて新たな貸付けを受けるとか、その時に、今の暮らしがどうなっていますかとかのお話し合いができる場になっております。再発防止というか、これは個々本当にその人その人によって借金の原因が解消されなければ、1年経つともう一回債務整理しなければならないという相談が発生したりとかそんな状況がありまして、一概にちょっとどのくらいかというのは難しいかなというふうに感じております。

○吉野座長 ありがとうございます。石橋先生、ありましたらお願いします。

○石橋弁護士 まず、広報の件なんですけれども、普通の人は、弁護士会は多重債務の相談に応じてくれるということで当然電話とか色々来ます。これは多重債務の問題で、消費者問題対策委員会の弁護士がやった方がいいだろうということになると、消費者当番のところに回ってまいります。

それから、我々実は自治体と共催で法律相談を何カ所か、5、6カ所かでやっています。そこは自治体と共催で弁護士会が法律相談をやっているんですけども、その相談の大体3割は多重債務相談です。岩手では自治体の広報が結構住民に読まれていまして、それが結構な法律相談も含めた多重債務の相談の宣伝というか広告になっているということです。

それから2つ目は、弁護士がどれくらいで多重債務問題について一人前になるかと言われると非常に難しいんですけども、少なくとも先ほど言いましたように登録をしたての弁護士は全部消費者問題に入れていますので、もう1年目からやらせています。大体1年ぐらいすると

落ちついていきますけれども、本当にちゃんとできるのはやはり二、三年はかかると思っています。

それから、私らから見て相談員の人がどれくらいで一人前になるかという、やはり3年はかかると思っております。自治体で多重債務の相談がきちんとできる場所の特質は、職員の人相談員に任せない。よくありますよね。職員は職員の仕事があって、相談員は相談員の仕事がある。別々に完全に分けているんですけれども、盛岡市さんなんか見ていると、職員の人相談者の相談を受けたりするんです。それが非常に大事なことなんだと思っているんです。つまり、職員の人やはり多重債務者に対して、まだ何でそんなに借りたのかみたいな発想で聞く人が結構いたりしてよく分かっていなくて、だからそういう人が実際に相談を受けると、多重債務者のお気持ちが分かってくるんです。だから、相談員と職員の人非常に連携がうまくとれているところがうまくいっていると思うんです。

だから県民生活センターを見ていると、職員の人と相談員の人が全くうまくいっていないときは多重債務の相談も何かよくなくて、職員の人がそういうのが理解できる人になってしまうと急に対応がよくなるというふうなことだと思います。相談員の方は3年ぐらいたたないときちんとできないというふうに思います。

それから3つ目ですけれども、何年ぐらい面倒を見なければいけないか。最近、2度目の破産事件がやはり多くなってまいりました。基本的には何か困ったときがあったら来てくださいよというスタンスなんですけれども、やはり弁護士の事務所は敷居が高くて本当に困らないと、つまりまた2度目の多重債務にならないと来ないような状態で、そういうのを信用生協とか盛岡市で早目にキャッチできるような体制をつくっていただきたいというふうに思っています。

それから先ほどのブラックの話で、実は弁護士が関与するとブラックになります。利息制限法できちんとやっているのに何でブラックになるのかと思っているわけなんです。ブラックになることによって、やはり銀行からお金を50万円でも借りられない人が結構いるわけです。なぜかという、弁護士が前に関与をして負債整理をした。でも我々が利息制限法で整理したものを何でブラックにしなければいけないのかということが非常に強く疑問にあって、それは何とかしてもらいたいと思っております。

以上です。

○吉野座長　ありがとうございました。

では翁委員、それから山出委員。

○翁委員　非常に示唆に富む取り組みでご紹介いただきまして、ありがとうございます。

私1つだけ質問したいんですけども、消費者信用生活協同組合の資料の4ページに自治体提携消費者救済資金貸付制度、スイッチローンという紹介がされておられますけれども、この中で提携金融機関ということで、金融機関が信用金庫とか労働金庫とか位置づけられていますけれども、ここはどういう役割をこのスイッチローンの中で担っているのかということについてちょっと教えていただきたいんですけども。

○吉野座長 上田マネージャー、お願いいたします。

○上田統括マネージャー 救済資金につきましては、信用生協は本来の生協は組合の出資金の中で必要とする組合員に融資が行われればいいのですが、実際の利用はもう既に60億円近くになっておりまして、信用生協の組合の出資金は11億円しかないわけです。ですから出資金で必要とする組合員の融資ができない。それでどうするかということで、市町村が提携金融機関に預託をしていただく。簡単に申しますと、例えば盛岡市がここに書かれている東北労働金庫に3億円を預託すれば、東北労働金庫は1年間、信用生協に3億円の4倍の12億円の融資の枠をもらえる。その中で貸付けが行われる、そういう仕組みになっております。

自治体は4月1日に東北労働金庫に預託をして、3月31日に預託金を返してもらう。そしてまた4月1日に預託が行われる。そして提携金融機関は預託された金額の4倍の枠を信用生協に与える。その枠の中で融資が行われる、そういう仕組みになっております。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは山出市長、どうぞ。

○山出委員 金沢市長です。ありがとうございます。

僕は吉田さんにまずお尋ねしますけれども、お話の中で弁護士さんを紹介しないというような言い方だと受け止めたんですが、ここをもう少しお話をしていただきたいということ、これが1点。

それから、あなたの市役所では相談員が5人いらっしゃって、職員が4人いらっしゃって、そして頑張っておられる。それで岩手県内のよその市町村の状況はどうか、その体制について教えて下さったと思います。

それから、4つの相談センターの件数が5,020件だというお話でありましたけれども、県内全体の件数というのはお分かりだったら教えてください。

それから、生協の上田さんにお尋ねしたいのでありますが、生協といえば購買が一般の業務ですけども、岩手生協の場合はローンをやって、しかも採算ベースに乗せている。採算という言葉はおかしいでしょうけれども、健全に運営されておるのは、私は素晴らしいと思います

し、今日お出ましのお三方による機関の連携というのはうまく行っていて、そして事例研究までなさるというのは、私は素晴らしいと思いました。

そこで上田さんにお尋ねしたいのでありますが、岩手県が生協に対してどういう役割を果たしていращやるのか、また支援をなさっていращやるのかいないのか、ここら辺をちょっとお聞きをしておきたいと思います。

それから石橋先生であります、法律扶助協会の運用よろしきを得て弁護士費用は無料のケースが多いというふうに受けとめました。ただ、私ども、弁護士さんとか司法書士さんの報酬額というのは大変大きい関心がありまして、これは紹介する窓口だけの議論ではありません。多重債務者自身もそこら辺について目途、目安がありませんとやはり不安でございます。ところが、これがなかなか難しいわけでございますので、その手立てをどうすればいいのかということについて私自身わかりません。是非一つ先生のご意見をお聞かせいただきたいと、こう思います。

それと、私は金融庁に対してお尋ねしたいのでありますが、先ほどのお話の中で整理した後に教育ローンが受けられない、こういうお話が出ました。私はこのことは大変気になるわけでありまして、そういたしますとこのことについては、私はやはり金融庁の役割も期待をしたいと思うわけであります。といいますのは、都市銀行の多くは消費者金融に出資をしておるといのが一般的だというふうに思いますので、そうだとしたらこういうことについて金融庁は指導してもいいのではなかろうかな、こんな気がしてなりません。このお話も聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは最初に吉田主査から、3つほどあったと思いますが。

○吉田主査 すみません、私、弁護士さんを紹介しないという話は、相談の処理の種類の中に他機関紹介というのがあるんですが、要は多重債務であればあなたは専門の窓口へ行ってください、電話番号はここですよというふうに他機関を紹介するということはうちではしておらないという趣旨でのお話をさしあげました。多重債務であればこちらで受けますよということで、先ほどお話ししたような処理に移っていくという趣旨です。

それから県内他市町村の状況なんですけれども、他市町村ではまさに他機関紹介にとどまっているのが現状です。2つ窓口があるかと思うんですが、弁護士さんの無料法律相談というのを市が主催したり、あるいは弁護士会さんが主催したり、あるいは県の方でゼロワン弁護士さ

んの地域に県費で弁護士さんを派遣する相談会を行うというものを今年度からスタートしていますので、そういった弁護士さんの相談会への紹介。

もう一つは岩手ならではのと思うんですが、先ほど紹介があった信用生協さんの相談会への紹介、あるいは信用生協さんも県内に事務所が何カ所かありますのでそちらへの紹介ということで行っております。

弁護士さんについても、それから信用生協さんについてもこのような相談、取り組みの体制ができておりますので、そこにさえ行けばあとは何とか解決の方向に行くのではないのかという安心感はあるかと思います。

それから相談件数なんですけれども、繰り返しになりますが、私どものセンターに来るのがおよそ1,000件、それから信用生協さんの方が5,000件ぐらいということで、あと県民生活センター、それから県の出先機関にも相談窓口が十何カ所ありますけれども、そちらに一体何件来ているのか、ちょっと手元に資料がなくてはっきり分かりません。後ほどお調べしてお伝えするような手だてをとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、上田マネージャー。県との関係も含めてお願いいたします。

○上田統括マネージャー 消費者救済資金貸付制度のネットワーク等のところには直接、県は関与しておりません。ただ、クレ・サラ問題の連絡会議は県が事務局になっておりまして、弁護士会、信用生協、盛岡市消費生活センターに呼びかけ、そういう会議があります。

県はNPO法人のいわて生活者サポートセンターの方にDV被害者の給付金の支援だとか、そこら辺での連携、あとNPOサポートセンターへの精神科医なり臨床心理士等のセンターの派遣等、そういう形での支援をいただいている、そんな状況になっております。

○吉野座長 それでは石橋先生、弁護士費用等につきまして。

○石橋弁護士 弁護士の費用は県民生活センターや盛岡市との懇談会、それから信用生協との間の協議会の中で公開をしております。つまり、幾らでやっているよという話を幾らでするかという話をしていまして、ほとんどそれが徹底されております。それで窓口に来たときに、もし弁護士を使えばこれくらいの費用はかかりますよということは言える状態になっております。それで高いと判断されるか、安いと判断されるか、もしそんなに出さないんだったらどうすればいいかというときは、法律上の話もしていただいております。

それは今言った懇談会の中できちんと、実は信用生協との間でも幾らぐらいにするかという話をしているんですけれども、つまり協議しながら決めているんですね。だから弁護士の方で

勝手に決めているわけではなくて、これくらいだったらいいのかなみたいなところを協議しながらやっています。そういうことで、相談に来たときには弁護士費用これくらいかかるというのはきちんとと言える状態になっているということです。

さっき言ったように、法律扶助も積極的に使ってくださいよということを我々は言っております。実は最初、相談援助、つまり相談のときの扶助についてはちょっと及び腰だったんですが、余りやってしまうと件数が多くなり過ぎて大変になってしまうのではないかと心配だったんですけれども、そういうこともないようですから、法テラスは岩手の事務所ではそういうことないと言っていますので、だからそれを積極的に使うということで積極的に宣伝をしているということです。

それからちょっと話は変わりますが、他市町村のことについても私も知っている範囲でお話ししますが、岩手は盛岡市以外で相談員を置いているところは今2カ所だけだと思います。それでお願いしたいのは、やはり自治体に相談員を置いていただきたいと思います。やはり岩手は特に県土が非常に広いので、なかなか盛岡まで行くというのは大変ですから、だから自治体にそういう相談員の方を置いていただきたいというのが1つです。

それから、実は岩手県特有で地方振興局というのがございまして、県を幾つかに分けているんですけれども、その出先である地方振興局に相談員が2人おります。その人たちも消費者相談、債務者の相談を受けております。その人たちも結局、相談者に弁護士が必要であれば先ほど言った消費者当番弁護士のところに連絡がいくようなシステムになっております。だから県全体としては盛岡市の県民生活センターだけでなく、各出先に相談員を置く配置はっております。その人たちが弁護士にアクセスする流れも一応っております。ただ、地元の人から見ると地元自治体、つまり市町村にいた方がいいに決まっていますので、さっき言ったように相談員を是非置いていただきたいというのが我々の希望です。

以上です。

○吉野座長　ありがとうございました。

金融庁の方にひとつ、市川室長、どうぞ。

○市川金融会社室長　先ほど信用情報機関の信用情報登録のお話がありました。市長さんからご指摘のありました債務整理した後、ローンが受けられなくなるという話も同じ話かと存じます。事実関係だけちょっとご説明したいと思いますが、このような債務整理を行った場合のその後の与信というものは、基本的には信用情報の登録状況等を見ながら各金融機関が金融機関の判断として貸す、貸さないの判断を行っているものでありまして、信用情報にどのように

登録されているかということが全ての決定要因ではないということでございます。

第2点といたしまして、ブラックという言葉がございました。ブラック情報、あるいはブラックリストという言葉がございます。この定義ははっきりしていないのでございますが、いわゆる信用情報機関の間で交流されているブラック情報と言われるものは延滞とか競売に取りかかったとか、あるいは保証債権の履行をしましたというような情報でございまして、この中には債務整理に係る情報は入っておりません。先ほどご指摘がありましたとおり、現在、実務といたしまして利息制限法への引き直しを求めた場合というものも、さらに元本削減を求めた場合と同じく債務整理という情報が登録されておりますが、これはいわゆる信用情報機関の間、全銀協、C I C、全情連の間のC R I Nという情報交換には乗らずに、全情連であれば全情連の間だけで共有する登録情報でございます。

利息制限法引き直しを求めただけなのに債務整理というのはちょっと違うのではないのかと、債務整理とはまた性質が違うのではないのかというご批判があるということも承知しておりますが、これもグレーゾーン金利というものがあつたことに若干起因するわけでございますが、業者側がそれを登録する一つの彼らなりの言い分としては、利息制限法引き直しを求めた方というのは利息制限法でないと貸してはいけないんだろうと、そういう人というものを知らするためには利息制限法引き直しの場合にも何らかのマーキングというのが必要なのではないのかということになるのかと思われます。

いずれにしましても、信用情報機関というのは直接、現在、現行法のもとでは監督対象となっておりませんので、当局といたしまして現段階で信用情報登録をどうしろこうしろという命令を及ぼすことはできないのでございますが、指定信用情報機関制度ということになりますと、ブラック情報だけでなくホワイト情報も交流されるということになりますので、その中でどのような情報がどのように登録されるかということは検討されていくべきものかと、そのように考えております。

○吉野座長 ありがとうございます。

まだご意見伺っていらっしゃらない、佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 今ご説明いただきまして、大変地道にかつ辛抱強く努力をされ、かつ3機関が見事に協働、協力されて着実に成果を上げていることに対して敬服をいたしました。

お尋ねは1点でありますけれども、実態の問題として特にサラ金を利用するに至った経緯とか所以ですけれども、それぞれ事情がおありだという契機は別にいたしまして、安易にサラ金に借りに行ったのか、あるいはもう他に借りることができなくてそこにとどのつまりで行

き着いたのか、あるいはサラ金の有用性というものを感じて積極的に選択をしたのか、このあたりは相談実態からはどうであろうかということについて教えていただきたいと思います。

○吉田主査 きっかけについての統計、ちょっと私共はとっておりませんで感覚的な物の言い方で大変申しわけないんですが、傾向としては年代によって出てくるかと思います。20代、30代の方々ですとやはり原因としてギャンブルだとか、あるいは高額な車を買ってしまったがために行き詰まって安易に借金をしてしまいがちな傾向にあるように感じます。

それから30代、40代になってきますと、生活費にお金がかかる、教育費にお金がかかる、やむなくサラ金、手軽に借りられてしまうということでそちらの方に行って金を借りてしまう。

それから、50～60代になってきますと、もともと借金癖のようなものがある方がある一方で、他人の保証人になってしまったがゆえに多重債務状態になってしまうというふうな話。大ざっぱに申し上げて、こんな感じの傾向があるかと感じております。

○吉野座長 上田マネージャー、いかがでしょうか。

○上田統括マネージャー きっかけ自体は色々な、非常にたくさん要因はあるだろうというふうに思っていますし、実際、やはり相談に来る方はサラ金からも借りていますし、クレジットも借りていますし、車のローンもありますし、住宅ローンもあるしという方が多いわけです。サラ金だけしか借りていないというのはむしろ少ないだろうなというふうに思っております。

銀行の借入れとか住宅ローンとか車のローンは、妻なり夫なりに話しているけれども、サラ金の分だけは内緒にしているというふうな形で結果的にサラ金の分がどんどん膨れ上がって返済困難になって相談に来るというケース等、色々あるというのが率直なところかなと感じております。

やはり簡単、便利、スピーディーに誰でもが気軽に簡単な手続で借入れできるということ自体が多重債務問題の一つの背景にはあるだろうと思っております。また、実は私ども融資を受ける場合は手続きを非常に面倒にしておりますして、家計簿を出していただくとか、印鑑証明とか、所得がわかる資料だとか5つも6つも資料を出してくださいと言うと、もうほとんどの方が、何でそんなに面倒くさいんだというふうな、逆にそういうふうに言われることがあります。そのくらい誰にも相談もできなくて簡単に借入れができるということが一つ大きな背景にあるんだろうなというふうに感じております。

○吉野座長 ありがとうございます。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 お三方のお話をお伺いしまして、本当に素晴らしいなというふうに思いました。

行政と民間と一体となって多重債務を無くしていく一つの典型だろうというふうに思っております。

先ほどのお話の中で、ヤミ金対策の問題ではなかなか対応できないということで警察の方に相談するようにということのようだったと思いますが、警察署の対応がどういうふうに対応して下さっているのか、もしお分かりだったら教えていただきたいということと、それからやはり取立てを止めるということが本当にこれから再スタートしていくための大変重要なことなんです。弁護士さんや司法書士さんが代理する、あるいは裁判手続になった場合には直接取立てが禁止されるという今の制度になっておりますけれども、是非行政に相談した場合には受理票みたいなものを出して、それをサラ金業者や業者に送ることによって一定期間、全部という意味ではなくて一定期間、1カ月、2カ月なりきちっと債務整理ができる手続の間、取立てを止めるというようなことは金融庁の方のガイドライン等で是非検討をしていただければ債務者救済に本当に役立つのではないかなというふうに思いますので、そのあたり金融庁の方のお考え方をいただきたいと思いますと思っているんですが、よろしくお願いします。

○吉野座長 では、最初に吉田主査。

○吉田主査 警察の対応ですけれども、私も詳しくお話を聞いたことはないんですが、相談する窓口によって色々なやり方があるように感じます。

基本的なラインとしては、元本を返済していれば警察が電話してあげてもいいよというところが多いかと思うんですが、ここ最近に来まして、逆に警察からヤミ金に電話をすると逆上されてしまってますます取立てがひどくなるという話も聞いておりまして、非常に難しさがあるのかなと思っております。

○吉野座長 石橋先生、いかがでしょうか。

○石橋弁護士 先ほどの、どうして多重債務が起きるかということをちょっとお話をしたいと思います。色々原因があるとおっしゃったんですけれども、私は20代の人、まず若い人はどういう原因かという、大体岩手で20代で残っているというのは、まず車を買います。クレジットで買うか、銀行の融資を受ける。それで本人たちは当然それをきちんと払っているわけです。しかし、多いのは自損事故を起こす、交通事故を必ず起こしますよね。物損を起こします、車を買ったばかりに。そうするとその支払いをどうするか。保険をきちんと掛けていない人がいる。車両保険を掛けていない人がいる。そうすると、今の若い人は、自分で預金なんか持っていないから、そうするとお金を借りるんですけれども、サラ金が簡単に借りられるからサラ金に行ってしまうというのが非常に多い。それから、仕事を転職してしまう、しかし仕事がな

かなか見つからない。

言いたいのは、今の若い人は、今日も明日も同じ生活が続いていって明日も事故なんかない、病気もならない、仕事も辞めないと思って借金をしている。クレジットを使ったりしていて、何もなければ、それで払っていけるんですよ。でも何かアクシデントがあるということを考えてやっていない。つまり、余裕を持って生活をしていないということだと思うんです。

それからその後の年代の人は多いのは、夫婦でクレジットとか何か使っています。それで子供ができてしまう。そうすると、仕事を一定期間休みますよね。その間の返済どうするのというときに、先ほど言ったように大体みんなちょうど返済できるくらいに借金をずっとしているわけですから、急に出費が必要になってくるわけです。そうすると安易に借りるのはサラ金なんです。

それで30代、40代は仕事の転職とか多いんですけれども、今度は50代になってくるとお子さんのローン、進学ローンとかそっちです。それでお金を借りて返済が難しくなってサラ金が借りやすいから借りてしまう。

だから思っているのは、自分の収入がどれくらいで借金の返済がどれくらいを上回ってしまったら大変かということが全然分かっていない。それからさっき言ったように、明日のことは昨日と同じだと思っている。それから、本人たちはみんな真面目なんです。

あと岩手県は競馬場が2カ所あったり、パチンコも結構ありますけれども、そういうギャンブルも確かに何割かありますけれども、でも圧倒的に多いのは、少なくとも私が相談を受けて事件を処理しているのは、先ほど私が言ったようなパターンが圧倒的に多いというふうに思っております。

それからヤミ金につきましては、弁護士も全くやっていないわけではなくて、私もヤミ金等やっていますけれども、それは基本的には電話でどなり合いの話ですよ。もう非常にむなしいことをやっております。そのヤミ金の東京の事務所に行きたいくらいですけれども、本当にそんな感じで、ヤミ金はもう本当にどなり合いをして、相手が諦めるまで頑張るしかないというふうな悲惨な状況になっていて、警察の方は先ほど言ったように差引してまだ残りがあったら払えみたいな話をしたりしているんです。私は警察の人と懇談会を持ちました。でも、自分たちが積極的にやるという気は余りなくて、捜査自体が大変なのかもしれませんけれども、そういう状態で、ヤミ金が来たときはもう夜までどなり合いの電話をしているという、そんな状態です。

以上です。

○吉野座長 ありがとうございます。

もし警察庁の方、何かヤミ金に関しましてございましたら。

○井口警察庁生活安全局生活環境課長 ヤミ金に関して警察に相談が来た場合、当然のことながら、事件として着手できるものは捜査するほか、電話による警告を行うこともあります。基本的な捜査としては、口座や携帯電話に関する捜査がありますが、残念ながら途中で手がかりが切れてしまうことが少なくありません。特に090金融の場合、実際にどんな捜査をやっているかという、ヤミ金融業者はコンビニ等のATMを利用して振り込まれた現金を引き出したりしているわけですが、そこに捜査員が何週間も張り込んでやっと引き出している者を発見するか、あるいは防犯カメラ等の写真を見ながら探し出したり、尾行したりしているわけです。

県警察が090金融の捜査で東京に乗り込んできたとしても、ヤミ金融の店舗が存在するかも分からず、店舗を持っていたとしても架空の住所であつたりして、非常に捜査が難しいという問題があります。警察としては立件したいと思っていながら、実際は途中で手がかりが切れてしまったりして捜査が中断してしまうという歯がゆい思いをしているわけです。

相談の段階で警告電話をもっと多用してくれといった話がありますが、実際に現場では、相談者から要望があった場合、警告電話をかけることもあります。ただ、やっても結局、相手が応じないこともあり、警察官もまたどなり合いをする場合もあります。

利息に関しては説明をしています。元本の支払いに関しては難しい問題がありまして、「借りたものは返せと警察官が言うことはおかしい」「警察はそもそもサラ金ないしヤミ金から借りたものは一切返すなと指導すべきである。なぜ言わないんだ」ということをよく言われますが、純粋に民事の問題となる元本の返還等については非常に難しい部分があります。

例えば年利109.5%を超える貸付け行為については貸金業規制法により契約が無効となっています。つまり利息部分についての請求権はないという話になるのですが、では、元本はどうするのか、無効だから返さなくていいのかというと、どうも解釈は、不当利得なので返還義務はあるのではないかという話になります。ところが、不法原因給付ということになれば元本すら返す必要はないという判例もあるわけです。不法原因給付にあたるか否かについては、ケース・バイ・ケースで判断する必要があり、借りたものは返さなくてはならないというのは一般道徳としては正しいわけですが、現場の警察官が、個別具体的な事案に応じて元金の返還等に関して相談者に対してどのように適切な指導をするかということについては難しい部分があります。

警察庁としては、各都道府県警察に対して、法改正を契機として資料や通達を発出する等し

て、相談のあり方や元利の計算等について、さらにわかりやすいマニュアルや説明資料を作成して発出し、相談者に対して説明できるようにしたつもりであるので、今後徹底されると思います。

また、元利の支払いについては、先程話があったように、被害者の気持ちというのが関係してくるわけで、若干払ってもいいから終わりにしたい、むしろ払わせてくれという相談者もありますが、警察としては理屈は説明したとしても、民事の専門家の方に相談していただくべきものと考えており、こうした考えに沿って県警察を指導しているところです。

○吉野座長 では市川室長、今の関連でお願いします。

○市川金融会社室長 行政等が多重債務者の相談に関与した場合に取立てを止める仕組みというお話でございました。私どもとしても一般論としては債務の弁済に困難を来した債務者からの債務整理等の申し出については誠実に対応してくださいということを指導しております。しかしながら、この一般的な指導とそれから法律上の罰則がかかる取立て行為の規制というものは差異があるところがございます。法律の方は要件が先ほどご指摘もありましたとおり弁護士等が関与した場合、民事事件に関する手続をとって、その通知があつて、にもかかわらず繰り返し直接債務者に要求した場合というのが第21条1項6号に明定されているわけがございます。

一般論としては誠実に対応してくれということは指導するわけですが、先ほどおっしゃったガイドラインとおっしゃるものが、この法律の刑罰付きの第21条1項6号の解釈として、債務者の方が何らかの団体に駆け込んだときにまでこれを広げて読めというお話ですと難しいのかなという感じはいたします。

実際にも、厳密な認定には難しいところがあります。私も金融庁に寄せられる苦情相談事例集というものを毎週2回、回ってくれば必ず見ることにしており、ひどいものは財務局に調べてもらうんですが、色々話を聞いてみると、業者の方の言い分として、弁護士さんに頼むからちょっと待ってくれと言われて連絡を控えていたんだけど、いつまでたっても弁護士さんからの連絡が来ないのでそれで電話をすると、あともうちょっとすると今弁護士さんに頼むかどうか検討しているところだから待ってくれと言われて引き延ばしを受けるというようなところがあつて、非常にグレーなところがございます。

また、法律の上では弁護士さんが代理してくれるということで代理がはっきりしているのに直接債務者の方へ行くのはひどいじゃないか、これは罰則に相当する、そういう考え方になると思うんですけれども、そういうものを一挙に団体一般に広げられるのかとなると、やはり難

しいところがあります。しかしながら繰り返し申し上げますが、一般論として債務整理の申し出があれば誠実に対応する、それから弁護士に関与があろうがなかろうが、あるいはこういうカウンセリング団体の関与があろうかなかろうが、執拗な取立てというものに対しましては、現在の第21条も、また今回の法改正で改正されております第21条もかなり強力な抑止になっているのではないか、そのように考える次第です。

○吉野座長 ありがとうございます。

まだまだご意見がおありになるかと思えますけれども、今日は3人の方々、どうも長時間ありがとうございました。

今後の予定につきまして、大森参事官からお願いいたします。

○大森信用制度参事官 次回第3回会合は2月22日木曜日、ちょっと時間が半端で恐縮でございますが、午後4時40分から6時40分までの2時間ということで、なるべく大勢の方が参加できるようにということでこのような時間帯を設定させていただいております。これまで余り議論されていなかった論点ですとか、あるいは場合によっては行政側から、今日警察の方からお話がありましたけれども、ご説明したいことがあるかもしれませんので、内容については座長とご相談の上、決まり次第ご連絡をさせていただきます。ご多用のところ恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○吉野座長 それでは、これを持ちまして今日の会議を終わらせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。